



126号

平成25年1月15日

全国間税会総連合会

全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海



第39回通常総会

主要目次

国税庁長官 新年の御挨拶	2
大谷会長 新年のご挨拶	3
第39回通常総会／役員補選名簿／組織増強功労者／モデル会の顕彰・指定／全間連の主な動き	4～5
平成24年叙勲受章者及び平成24年度納税功労表彰受彰者名簿	6
消費税の円滑な転嫁等を推進するための施策	7

平成24年度「税の標語」優秀作品決まる	8
南九州間連会長の就任挨拶／閉会式対応について	9
確定申告Q&A（所得税・消費税）	10～13
税を考える週間	14～15
国税庁から	16

新年の御挨拶を申し上げます

国税庁長官 古 谷 一 之



平成25年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

国税庁におきましては、経済社会のグローバル化やＩＣＴ化などの税務行政を取り巻く環境の大きな変化に柔軟に対応するとともに、国税通則法の改正や消費税率の引上げといった大きな制度改正に的確に対応することが重要な課題となっております。こうした中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を、国民の皆様からの理解と信頼の下、しっかりと果たしていきたいと考えております。年も改まり、間もなく平成24年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。東日本大震災により被災された方が多数来署されることが見込まれますが、被災された方をはじめ納税者の皆様が、引き続き、円滑に確定申告を行うことができるよう万全を期すべく、申告相談体制の整備を十分図り、親切・丁寧な対応を行ってまいります。

こうした考え方の下、国税庁では、第1に納税者サービスの充実に努めており、特にe-Taxについては、関係各位のご協力を得ながらその普及及び定着に取り組んでまいりました。また、昨年5月には、従来の指標であるオンライン利用率に加え、国民の利便性の向上や行政運営の効率化の指標も取り入れた国税庁における「業務プロセス改革計画」を策定いたしました。本年も、e-Taxの着実な普及及び定着に向けて、改革計画に掲げる各指標の目標達成に向け積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

本年の確定申告に当たりましても、国税庁では、引き続き、自宅等からのＩＣＴを利用した申告を推進しています。特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は画面の案内に従って入力すれば、計算誤りのない確定申告書が作成できるようになっており、贈与税については、平成24年分から、e-Taxの送信が可能となっておりますので、是非とも「確定申告書等作成コーナー」等を利用し、早めの申告と納税をお願いいたします。

第2に、適正・公平な調査・徴収の実現に、引き続き努めてまいります。

税務調査等については、大口・悪質な不正事案に対して組織的に厳正な対応を行うほか、社会・経済状況の変化に鑑み、富裕層・無申告・国際化事案などの重点課題に積極的に取り組んでまいります。

国際的な租税回避行為には、租税条約等に基づく情報交換等を活用するなど、その防止のために的確に対応する必要があります。情報交換ネットワークは、近年のG20等の国際協調を受けて、適用対象国・地域数が64にまで拡大しております。また、昨年11月にタイで開催されましたアジア税務長官会合に私も出席いたしましたが、税務当局間の情報交換による連携の強化等、国際協力のより一層の促進が確認されました。国税庁としても、効果的・効率的な情報交換等に取り組みつつ、国際的な租税回避行為に厳正に対処してまいります。

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るため、説明会や調査の機会を通じて、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進しているところです。本年度においては、税務に関するコーポレートガバナンスの良好な法人に対して、事業再編や特別損失など税務リスクの高い取引の自主開示と適正処理の確認を条件に、調査間隔を延長するといった新たな対応策を検討しています。

滞納については、適正・公平な徴収の実現という観点から、関係部局が連携して滞納の未然防止に積極的に取り組むとともに、納税者個々の実情をよく踏まえながら滞納の整理促進に努めます。

酒税行政については、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、免許制度等を適正に運用しつつ、酒類業界の活性化の支援、酒類の公正な取引環境の整備などとともに、関係府省と連携しながら、國酒をはじめとした日本産酒類の輸出環境整備に取り組んでまいります。

最後に、制度改革への対応について申し上げます。

本年1月から施行された納税環境整備に関する国税通則法等の改正への対応は、本年の税務行政における重要課題と考えています。国税庁としては、国税通則法の改正が、「税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点」及び「課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点」から行われたことを踏まえ、法定化された税務調査手続等を遵守しつつ、引き続き適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に向けて取り組んでまいります。このほか、平成26年1月以後、記帳義務・記録保存義務の対象者が全ての個人事業者等に拡大されることから、引き続き改正内容の幅広い広報・周知や指導に取り組んでまいります。

また、昨年8月に消費税率の引上げを含む、社会保障・税一体改革関連法が成立しました。国税庁としては、今後、改正消費税法の施行に向けて、関係省庁等と連携しながら、改正内容の広報・周知、転嫁や価格表示及び納付に関する相談への適切かつ丁寧な対応などに取り組んでまいります。

なお、経済社会におけるＩＣＴ化の一層の進展は、今後の税務行政に大きな影響を与えるものと考えます。国税庁としては、現在、議論が進められている番号制度への対応を含め、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、納税者利便の向上、業務の効率化・高度化を進めていきます。

以上、年頭に当たり、税務行政の運営に関する考えを申し述べましたが、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。

新しい年、平成25年が、皆様とご家族にとって幸せの多い年でありますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

全国間税会総連合会会長 大 谷 信 義



平成25年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、旧年中、当連合会の運営につきまして、格別のご尽力を賜りありがとうございました。

また、国税ご当局の皆様には、当連合会に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

昨年は、内政面におきましても、外交面におきましても、多くの難題が生じた多事多難な年でしたが、年末に行われました衆議院の解散、総選挙により誕生しました新政権が、新しい年を迎え、我が国が抱える多くの課題を着実に処理し、安定した活力のある日本の構築に向けて鋭意、取組んでいただくことを期待しています。

その中で、社会保障と税の一体改革の一環として行われます消費税の税率引上げにつきましては、昨今の厳しい財政事情や少子高齢化の進展に伴います社会保障や少子化対策のための財源の確保という観点から、やむを得ない措置と受け止めていますが、税率の引上げに際しましては、消費税の負担が相対的に重くなる、所得の低い方々の負担を緩和するための十分な措置を講じますとともに、消費税の納税者である事業者に、多くの事務負担をかけることのない合理的な制度とするよう、特段の配慮をしていただきますことを、税制当局に強く要望してまいりたいと存じます。

そして、消費税の改正内容が確定しました段階で、間税会は、消費税の会として、消費税の改正に伴います取扱いが、関係者の皆様方に十分に理解され、運営が混乱なく、円滑に行われますよう、広く国民の皆様に対する啓発活動や広報活動に取組んでいく所存でございます。

ところで、今年は、全間連創立40周年に当たります。9月には、東京・丸の内の東京会館におきまして、第40回通常総会に合わせまして、創立40周年記念式典と祝賀会を開催いたします。消費税の税率引上げを半年後に控え

た時期でのイベントであり、間税会を世に広くアピールする絶好の機会でもありますので、出来るだけ多くの方に参加していただきますようお願い申し上げます。

そして、間税会を対外的にアピールし、間税会活動を力強く推進するためには、何よりも間税会の組織を拡大強化し、常日頃から活発な事業活動を展開することを通じて、間税会の存在感を高め、発言力を強めることが肝要であります。

このような背景を念頭に置きながら、本年の事業活動といたしまして、消費税の税率引上げに対処するための一般的な啓発・広報活動のほか、消費税の税率の引上げに伴い、消費税の滞納も増加するのではないかと懸念されますことから、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の勧奨、さらにはe-Taxを利用したダイレクト納付の推進など、消費税完納運動をより一層推進してまいりたいと存じます。

また、広く国民の皆様に消費税の現状などを理解していただきため、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布、「税の標語」の募集と活用、インターネットによる情報発信などの広報活動や租税教育活動に、幅広く取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解の上ご尽力を賜りますようお願いいたします。

さらに、国税当局が最重点課題として取り組んでいます国税電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxの利用促進に積極的に対処してまいりたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体のますますのご発展を祈念いたします。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈りいたしますとともに、当連合会及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

第39回通常総会

福井市において開催

全間連第39回通常総会は、昨年9月27日（木）午後2時から、北陸間税会連合会（中島秀雄会長）担当により、福井県福井市 県民ホールA OSSA（アオッサ）において、会員448名出席の下に開催されました。

総会は、江川専務理事の司会の下に、高橋副会長（北海道）の開会宣言、中島副会長（北陸）の開会の辞で始まり、大谷会長の挨拶のあと、議長団に関亦（関東信越）、安藤（東海）、中川原（福岡）各副会長を選出し、議事録署名人に金子常任理事（東京）、大沢常任理事（関東信越）を選出して議事に入りました。

第1号議案 平成23年度事業報告の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長

第2号議案 平成23年度決算報告の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長

第3号議案 平成24年度事業計画(案)の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長

第4号議案 平成24年度収支予算(案)の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長

第5号議案 役員補選の件

提案説明 白子会務運営委員長

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

議事終了後、組織増強功労者・「税の標語」募集推進功労者の表彰、第11回モデル会の顕彰、第12回モデル会の指定が行われました。

続いて、古谷一之国税府長官、西川一誠福井県知事及び東村新一福井市長の来賓挨拶があり、片岡副会長（東京）の閉会の辞をもって、午後3時20分に終了しました。



第40回通常総会担当の東京局間連への会旗の引継

◆◆役員の補選◆◆

本年は役員の改選期ではありませんが、次のとおり補選が行われました。（敬称略）

	所 属	前 任	新 任
副 会 長	南 九 州	高 柳 隆 一	青 木 祐 心
幹 事	関 東 信 越	—	佐 々 己 代 治
常 務 理 事	関 東 信 越	佐 々 己 代 治	山 井 照 光
常 任 理 事	関 東 信 越	山 井 照 光	—
"	北 海 道	小 野 隆 央	—
"	四 国	森 真 一	佃 充 生
理 事	東 京	西 村 和 素	大 西 晴 之
"	大 阪	大 崎 博 基	作 宮 明 夫
"	北 海 道	—	横 山 昭 仁
"	北 陸	生 駒 晴 俊	岩 瀬 新 二
"	四 国	小 出 勝	森 田 紘 一
"	" 南	邦 明	広 川 公 利
"	女 性 部	—	水 野 タ 子
"	" 加 藤	富 子	藤 田 か ず 代

◆◆第11回モデル会の顕彰◆◆

第11回指定モデル会として、組織の拡充強化・活性化に努められた10間税会が顕彰されました。

顕彰された間税会は、次のとおりです。

(東 京)	北 沢	間 税 会	殿
(関 東 信 越)	三 条	間 税 会	殿
(北 海 道)	札 幌 中	間 税 会	殿
(仙 台)	白 河	間 税 会	殿
(東 海)	松 阪	間 税 会	殿
(北 陸)	三 国	間 税 会	殿
(广 島)	松 江	間 税 会	殿
(四 国)	伊 予 西 条	間 税 会	殿
(福 岡)	武 雄	間 税 会	殿
(南 九 州)	熊 本 東	間 税 会	殿

◆◆組織増強功労者表彰◆◆

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増（純増）を実現した間税会及び、②過去1年間に30%以上の会員増（30名以上の純増を実現した間税会に限る。）を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(東 京)	武 藏 野	間 税 会	殿
	横 浜 南	間 税 会	殿
(関 東 信 越)	川 口	間 税 会	殿
	藤 岡	間 税 会	殿
(東 海)	松 阪	間 税 会	殿
	大 垣	間 税 会	殿
(北 陸)	金 沢	間 税 会	殿
	福 井	間 税 会	殿
(广 島)	東 広 島	間 税 会	殿
	福 山	間 税 会	殿
(四 国)	伊 予 西 条	間 税 会	殿

◆◆第12回モデル会の指定◆◆

総会の席上、第12回モデル会として指定された間税会は、次のとおりです。

モデル会の指定期間は、2年間です。

(東 京)	相 模 原	間 税 会	殿
(関 東 信 越)	上 田	間 税 会	殿
(北 海 道)	旭 川 中	間 税 会	殿
(仙 台)	安 達	間 税 会	殿
(東 海)	岐 阜 南	間 税 会	殿
(北 陸)	武 生	間 税 会	殿
(广 島)	府 中	間 税 会	殿
(四 国)	阿 波 麻 植	間 税 会	殿
(福 岡)	博 多	間 税 会	殿

「税の標語」 募集推進功労者表彰

この表彰は、平成23年度に創設した制度で、「税の標語」の募集について、①募集数の多い間税会上位5会と、②募集数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰は重複しないこととし、また、①の表彰は1回限りとされています。

船橋間税会 殿

<募集数の多い間税会>

(東京) 立川間税会 殿 船橋間税会 殿
松戸間税会 殿 木更津間税会 殿
(関東信越) 高田間税会 殿

<募集数を大幅に伸ばした間税会>

(東京) 小石川間税会 殿 千葉東間税会 殿
平塚間税会 殿
(関東信越) 宇都宮間税会 殿
(東海) 桑名間税会 殿

消費税開催 中央セミナー

第23回消費税中央セミナーは、昨年11月9日(金) 東京・千代田区 弘済会館において、公共法人・公益法人の実務担当者約50名を対象に、国税庁課税部消費税室池永消費税第一係長を講師に迎え、公共法人等の消費税実務の研修が実施されました。



第34回 青年部通常総会 第31回 女性部通常総会 開催される

第34回青年部通常総会及び第31回女性部通常総会は、昨年9月27日(木) 福井県福井市 県民ホールAOSA(オッサ)において、それぞれ午後1時15分から開催され、提出議案は全て承認されました。



全間連の主な動き

(24.9.15~25.1.9)

9月15日(土)	全間連会報第125号発行	
9月27日(木)	正副会長会議、常任理事会、 第34回青年部・第31回女性部通常総会、 第39回通常総会、講演会	福井
10月3日(水)	大阪局間連総会出席	大阪
10月23日(火)	「税の標語」最終選考会	事務局
"	輸出物品販売場等税務懇話会研修会	東京
10月24日(水)	財務大臣・国税庁長官納税表彰式	東京
11月6日(火)	臨時幹事会	事務局
11月9日(金)	消費税中央セミナー	東京
11月14日(水)	「税の標語」優秀作品発表会・表彰式	東京
1月9日(水)	幹事会	事務局

平成24年叙勲受章者及び平成24年度納稅功勞表彰受彰者名簿

●平成24年春叙勲

旭日小綬章

伊藤 賢二様

旭日双光章

河西 陽子様

佐々 己代治様

●平成24年秋叙勲

旭日小綬章

浅野 益弘様

旭日双光章

吉野 保様

鶴尾 和徳様

●平成24年度納稅功勞表彰

財務大臣表彰

白川 よし子様

新井 敏二郎様

崎山 興紀様

中居 詳往様

田口 竜也様

野路 洋美様

大谷 厚郎様

坂本 文比古様

迫田 義昭様

關口 雅章様

金子 昌男様

篠崎 利治様

山本 康昭様

国税庁長官表彰

国税局長表彰

(東京)

安達 実也様
川徹 様
高則 様
田琢 様
藤啓 助也
西木秀 様
安部 幸誠
本島 直様

龟片 実一次夫昇夫
山桐 夫昇夫實海
野川 守也
市田 孝治
中辺田 治
山野恩 亨治
田澤大 夫彦亨子
沢星澤 里子
井澤 修
井戸水 夕力
藤遠藤 ユリ
木本山 吉
本久保 博
田林伸 明吉
本博伸 介
橋小喜 忠正
本永清 忠
本瀧高 忠
本佐西 忠
橋本清 忠
本伯伊 由
本村憲一郎
下川通 伊佐雄
川原石 伊佐行
野原石 村憲
正海石 伊佐顯
川石 伊佐顯
正一様 伊佐顯

(関東信越)

(札幌)

(仙台)
(名古屋)

(金沢)
(広島)

(高松)

(福岡)

(熊本)

(沖縄)

はかる・感じる・支えあう

Making the Sensors of Tomorrow

△ 愛知時計電機株式会社

水道関連機器/ガス関連機器/計装システム/住宅・ビル関連システム

〒456-8691 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
TEL (052)661-5151(代表) FAX (052)661-9315
<http://www.aichitokei.co.jp>

御贈答品・御引出物など
伝統の華を多数取り揃えています。

株式会社 **安藤七宝店**

名古屋本店 〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目27-17
TEL 052-251-1373
mail nagoyashop@ando-shippo.co.jp

東京支店 〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目6-2
TEL 03-3572-2261
mail tokyoshop@ando-shippo.co.jp

<http://www.ando-shippo.co.jp/>

LOHAS with GAS

since 1906



東邦ガス・東邦液化ガス・大垣ガス指定工事店
株式会社 山田商会
〒456-0004 名古屋市熱田区桜田町19番21号
TEL 052-871-9811 FAX 052-871-9869
<http://www.ymax.co.jp>

消費税の円滑な転嫁等を推進するための施策

消費税につきましては、社会保障と税の一体改革の一環として、昨年8月に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」(通称「消費増税法」)が成立しました。

この法律により、現在5%の消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）は、平成26年4月から8%に、そして平成27年10月からは10%に引上げることになりました。

税率引上げに際しての大きな課題の一つは、中小事業者の消費税の円滑かつ適正な転嫁を推進するための施策です。

この点について消費増税法では、次のように規定されています。

○第7条（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第1号ホ（消費税の円滑かつ適正な転嫁等を図るためにの措置）

消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

- (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
- (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
- (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
- (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

この第7条第1号ホ(5)の規定に基づき、政府は、内閣に消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部を設置しました。

この対策推進本部は、次により構成されています。

本部長 副総理

副本部長 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官

本部員 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（消費者）

この対策推進本部においては、

① 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担していくことが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である。

② 今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠であるとの認識のもとに対応策を検討してきましたが、昨年10月に、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）（案）をまとめ、今後は、この基本的な方針にしたがって対策の具体化を更に進め、必要な措置を講じていくこととしています。

この基本的な方針のポイントは、次のとおりです。

○消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的是方針（中間整理の具体化）（案）のポイント

1 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

○転嫁拒否等に関する相談体制を整備

- ・電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置。
- 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備
- ・独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
- 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る。

・転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする。

- ・転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備
- 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（仮称）を置く。

-相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築。

- その司令塔機能を担う消費税価格転嫁対策推進室（仮称）を設置。

・事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施

○税率引上げの半年前には、相談窓口や転嫁対策調査官（仮称）による調査等の行政運営を開始

- ・来年4月には準備を開始できるよう関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。

○便乗値上げ等への対応

- ・価格動向の調査、監視を行うとともに電話相談窓口を設置。関係省庁間の連絡体制を整備。

2 広報

○政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動（パンフレット・ガイドライン等を作成・配布）や説明会等を実施

3 公共料金

○各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理・公表

4 価格表示に関する事項

○総額表示に関する弾力的運用のあり方について検討

5 税制上・予算上の措置等

○政府調達に関して、税率引上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映

- 予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化
- また、転嫁拒否事案に対しては、次により対処することとされています。

○転嫁拒否事案に対する処理スキーム

1 趣旨

○消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例を設ける立法措置を講ずる。

2 概要

○消費税の転嫁拒否等の行為の取締り・被害者の救済

- ・公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。

- ・各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。

- ・経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。

- ・公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を探るよう勧告・公表する。

- ・公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

（平成29年3月末までの時限的な措置とする。）

平成24年度「税の標語」優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、第20回目となる本年度も、一般財団法人大蔵財務協会の後援の下に、昨年9月10日を募集期限として、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、前年度(150,302点)より43,948点増の194,250点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の発表会と表彰式は、「税を考える週間」中の昨年11月14日(水)に、東京・築地 松竹株式会社(大谷会長の会社)において行われ、最優秀作品の飯出真菜美様(世田谷区立千歳中学校)に、大谷会長から表彰状と記念品が贈されました。

この日には、東京局間連の表彰式もあわせて行われました。

「税の標語」の優秀作品は、全間連のインターネットホームページにも掲載されています。



最優秀

日本の 明るい未来担うのは

若い力と消費税

世田谷区立千歳中学校 飯出真菜美

優秀

消費税 納めて広がる 福祉の輪

岡山市 石村勝治

やってみよう らくらく簡単 イータックス

武藏野市 小野山耶子

助け合う 社会にいかす 消費税

養老町立東部中学校 小寺克典

子に孫に 幸せつなぐ 消費税

渋谷区立広尾小学校 小村志遠

佳作

活かされる 国に地域に 私の税

鹿嶋市 浅井修

税金を 納めて活かして よい暮らし

唐津市立第五中学校 中村優希

税金で 守る暮らしと 僕らの未来

宿題の 標語づくりで 税を知る

網走市立第三中学校 斎藤龍之介

町田市立薬師中学校 孕石理紗

国の未来 みんなで支える 消費税

語ろうよ 親子でたまに 税のこと

香取市立佐原中学校 高木悠理子

世田谷区立用賀中学校 松尾紗也香

公平に みんなで負担 消費税

税金は 全員参加の 国づくり

安八町組合立東安中学校 田中祐里

葛飾区立青戸中学校 宮原舞子

子育ても 老後の支援も 消費税

被災地を 皆で支える 復興税

岐阜市 堤佳代子

中央区立佃中学校 山浦悠一郎

明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひします

平成25年 元旦

関東信越間税会連合会 会長 関亦数斗



埼玉県間税会連合会 会長 関 亦 数 斗
栃木県間税会連合会 会長 萩 山 猛 彦
長野県間税会連合会 会長 吉 村 義 憲

茨城県間税会連合会 会長 濑古澤 平
群馬県間税会連合会 会長 松崎 平山
新潟県間税会連合会 会長 岩崎 興紀

新局連会長の就任挨拶

御挨拶

南九州間税会連合会

会長 青木祐心



この度、南九州間連の会長に就任しました青木祐心です。

職業は医療法人の理事長と社会福祉法人の理事長で、高齢者の医療と介護のお手伝いをさせていただいています。高柳前会長の後を受けて、平成24年5月に宮崎市において開催されました第39回総会において選任されました。

私の間税会の経歴は、15年前に熊本東間税会に青年部会が発足した時からです。当時はまだ熊本県連及び南九州間連に青年部会の組織はなく、まず熊本県連の組織を確立することから始めました。諸先輩方の力強いご支援の下に熊本県連、南九州間連に青年部会連絡協議会が順次組織化され、そのおかげで全間連の青年部会の役員の方々とも交流が持てるようになり、他局間連の青年部の動きを南九州間連青年部の活動の参考とすることができるようになりました。このような青年部会の貴重な体

験や全国の方々との交流が、私の南九州間連会長としての大きな財産であります。

南九州間連は、大分、宮崎、鹿児島、熊本4県に現在2,639名の会員を擁し、活動しています。

南九州間連の事業としては、今年第2回目を迎える「税を考える週間・市民講座」の開催です。平成22年度の第1回目は、熊本市民の方々を対象とした研修会を開催し、270名の参加がありました。今年は、吉田一宗熊本国税局長を講師にお迎えし、第2回目を開催しました。参加者は約240名でした。このような市民講座を、今後、南九州4県が持ち回りで開催し、広く市民の方々に間税会を知っていただくとともに、消費税などに関する知識を深めていただくななど、税についての啓発活動に取り組んで行きたいと考えています。

今後、消費税の税率引上げに伴い、ますます間税会の役割は大きくなると思います。会員の拡大を図りながら、消費税の定着運動の推進はもちろん、e-Taxの普及や滞納防止のための運動に取り組んでいきたいと思います。

全間連の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署は、土曜日及び日曜日は閉庁されていて業務を行いませんが、平成24年分の確定申告期間中は、平日(月～金)以外でも、2月24日と3月3日の日曜日に限り確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場(対象署の納税者の申告

相談及び確定申告書の収受が行われます。)又は広域センター(対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮収受が行われます。)を設置して行うところがありますので、詳しくは所轄の税務署に確認してください。



新年おめでとうございます。



今年は、全間連創立40周年という節目の年に当たりますことから、東京局間連の担当で、東京におきまして、全間連第40回通常総会とともに、全間連創立40周年記念式典を挙行いたします。

創立以来、40年に亘る実績を踏まえ、元気に活動している間税会を内外に広くアピールするため、趣向を凝らした華やかなイベントも企画していますので、全国から多くの方々に参加していただきますようお願いいたします。

平成25年 元旦

東京国税局間税会連合会

会長 片岡直公
大会実行委員長 渡邊公力

所得税額の計算の方法

- Q** 所得税額の計算の方法について教えてください。
A 所得税額の計算の方法は、大別すると総合課税の方と分離課税の方法があります。

1 総合課税の原則

所得税額の計算は、各種所得の金額の合計額を基として計算した課税所得の金額に超過累進税率を適用して計算するいわゆる「総合課税」の方法によることが原則とされており、総合課税の方法による所得税の納税は、納税者自身が所得金額や納税額を計算して税務署に申告し、納税するいわゆる申告納税の方法によることとされています。

総合課税の場合の所得税額の計算の仕組みをごくおおまかにまとめると、次のようにになります。

- (1) その年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得の金額を計算します。この場合、所得の金額の計算は、所得の種類ごとに行います。
- (2) (1)により計算した所得の金額を合計（総合）して、総所得金額を計算します。
- (3) 総所得金額から、扶養控除や基礎控除などの所得控除の額を控除して、課税総所得金額を計算します。
- (4) 課税総所得金額に超過累進税率を適用して算出した金額（算出税額）から、配当控除や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除などの税額控除の額を控除します。
- (5) (4)による税額控除後の所得税額（年税額）から、源泉徴収された所得税額（源泉所得税額）などを控除して、申告納税額を計算します。

2 申告分離課税及び源泉分離課税

特定の所得については、他の所得と区分して所得税額の計算をするいわゆる「分離課税」の方法によることとされています。

分離課税の方法により課税される所得に係る所得税の納税は、申告納税の方法によるものと源泉徴収だけで納税を終了させる方法によるものとがあります。一般に、前者を「申告分離課税」といい、後者を「源泉分離課税」といいます。

(1) 申告分離課税

- 申告分離課税とされる所得には、次のものがあります。
- ① 退職所得及び山林所得
 - ② 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得
 - ③ 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得
 - ④ 上場株式等の配当等に係る配当所得で申告分離課税を選択したもの
 - ⑤ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等
 - ⑥ 一定の先物取引に係る雑所得等

(注) 総合課税とされる所得や申告分離課税とされる所得であっても、一定のものについては、所得税の源泉徴収をすることとされています。この場合の源泉徴収税額については、原則として、確定申告により精算することになります。ただし、給与所得については、原則として、年末調整の方法により所得税の課税が終了することとされています。

(2) 源泉分離課税

源泉分離課税とされる所得には、次のものがあります。

- ① 公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金など
- ② 私募公社債等運用投資信託などの収益の分配による配当
- ③ 抵当証券の利息や定期積金等の給付補てん金、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、一時払養老保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などいわゆる金融類似商品の利息等による所得
- ④ 一定の割引債の償還差益

なお、源泉分離課税の場合の所得税の課税は、他の所得と区分して一定税率により源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告の手続をする必要はありません。

所得税の税率等の種類

- Q** 総合課税のものと申告分離課税のものについては確定申告をすることになるそうですが、適用される税率は同じなのでしょうか。

- A** 申告所得税の税率は、原則として超過累進税率を適用して税額を計算します。ただし、次のような税率の特例があります。

- (1) 山林所得の課税の特例
- (2) 変動所得及び臨時所得の平均課税
- (3) 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得の課税の特例
- (4) 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例
- (5) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
- (6) 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
- (7) 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の課税の特例

確定申告をしなければならない人

- Q** どのような人が確定申告をしなければならないのでしょうか。

- A** どのような場合に確定申告をしなければならないかについて、次の4つの場合に分けて説明します。

1 事業所得や不動産所得等がある人の場合

平成24年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いて残額のある人は、平成24年分の確定申告をしなければなりません。

2 給与所得がある人の場合

給与所得者の大部分の人は、「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告をする必要はありません。

ただし、平成24年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額のある人で、次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) 平成24年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以

外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、給与所得の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

(4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械や器具の使用料などの支払を受けた人

(5) 平成24年中の給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

(6) 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

3 公的年金等に係る雑所得のみがある人の場合

平成24年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて残額のある人は、申告をしなければなりません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

4 退職所得がある人の場合

退職所得については、退職金の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、退職金の額から勤続年数等に応じて求めた退職所得控除額を控除し、その控除後の残額を2分の1した金額を基として、所得税の税率を適用して計算した税額を源泉徴収することとされているため、通常は、確定申告をする必要はありません。

しかし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は確定申告をする必要があります。

また、退職所得を申告しなくてよい人でも、前記の1から3の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については申告しなければなりません。

なお、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字となる場合など退職所得を含めて申告をすることにより、退職所得から源泉徴収された所得税について、税金の還付を受けられることがあります。

申告の内容	提出する申告書						
	A様式		B様式		別表		
	一表	二表	一表	二表	三表	四表	五表
1 申告する所得が①給与所得、②雑所得、③配当所得、④一時所得だけの場合(※)	○	○					
2 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できる様式			○	○			
3 分離課税の所得がある場合(下記4から7に該当する場合を除きます。)			○	○	○		
4 青色申告者がその年分の純損失のみ繰り越す場合			○	○		○	
5 その年分の純損失のみ翌年以後に繰り越す場合			○	○		○	
6 前年からの繰越損失額があり、かつ、翌年以後への繰越損失がある場合			○	○		○	
7 純損失のうちに翌年以後に繰り越す変動所得の損失額、被災事業用資産の損失額がある場合			○	○		○	
8 修正申告で総合課税の所得のみがある場合			○				○
9 修正申告で分離課税の所得がある場合			○		○		○

※予定納税額のある人や変動所得・臨時所得について平均課税を選択する人はB様式を使用します。

平成24年分の所得税の主な改正事項

Q 平成24年分の所得税から適用される主な改正事項について教えてください。

A 平成24年分の所得税から適用される主な改正事項は次のとおりです。

1 生命保険料控除が次のとおり改正されました。

- 生命保険料控除の対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料(最高4万円の控除額)が追加されました。
- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額(各最高4万円の控除額)及び平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除(各最高5万円の控除額)の合計額が最高12万円(改正前:最高10万円)とされました。

2 住宅借入金等特別控除について、認定低炭素住宅(住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のものをいいます。以下同じです。)の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして居住

の用に供した場合における特例が追加されました。

※この改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日以後に認定炭素住宅を居住の用に供した場合に適用されます。

3 認定長期優良住宅新築等特別税額控除について、税額控除限度額が最高50万円(改正前:最高100万円)に引き下げられた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。

4 医療費控除の対象範囲に、平成24年4月1日以後に支払った介護福祉士による喀痰(かくたん)吸引等及び認定特定行為業務従事者(一定の研修を受けた介護職員等)による特定行為に係る費用の自己負担分が加えられました。

5 寄附金控除及び認定NPO法人等寄附金特別控除について、都道府県知事又は指定都市の長が行う新たな認定制度による認定を受けたNPO法人又は仮認定を受けたNPO法人にその認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金がこれらの特例の対象となることとされました。

6 小規模企業共済等掛金控除の対象となる掛金に、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金が追加されました。

平成24年分 消費税の確定申告Q&A

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

Q 個人事業者で平成24年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要なのはどのような人ですか。

A 平成24年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要な個人事業者は、次の方です。

(1) 基準期間(平成22年分)の課税売上高が1,000万円を超える方

(2) (1)以外の方で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

(1)又は(2)に該当する方は、平成24年分の課税売上高が1,000万円以下であっても確定申告が必要ですのでご注意下さい。

(注) 平成22年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることはできません。そのため、平成24年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合であっても、還付を受けられません。

Q 基準期間(平成22年分)の課税売上高はどのように計算するのですか。

A 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げの返品、値引や売上割戻し等に係る金額(消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額)の合計額を控除した残額をいいます。

(注) 基準期間の課税売上高には輸出取引等の免税売上高が含まれますが、これには消費税等相当額が含まれていませんから、税抜計算することなく、免税売上高そのものを加算することになります。

なお、免税事業者の売上げには、消費税等相当額が含まれていませんので、基準期間(平成22年分)が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上等を除きます。)が、そのまま基準期間(平成22年分)の課税売上高となります(税抜処理は必要ありません。)。

消費税の納付税額の計算

Q 消費税の納付税額はどのように計算するのですか。

A 消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額を控除することにより計算します。

$$\text{納付税額} = (\text{課税標準額に} \quad) - (\text{課税仕入れ等に} \quad)$$

課税標準額

Q 課税標準額はどのように計算するのですか。

A 課税標準額は、税額計算の基礎となるもので、課税取引の売上金額を基に、原則として税込みの課税売上高に100/105を掛けて計算します(千円未満の端数切捨て)。

$$\text{課税標準額} = \text{税込課税売上高} \times 100/105$$

課税標準額に対する消費税額の計算

Q 課税標準額に対する消費税額の計算はどのように行うのですか。

A 課税標準額に消費税率(4%)を掛けて計算します。

$$\text{課税標準額に対する消費税額} = \text{課税標準額} \times 4\%$$

課税仕入れ

Q 課税仕入れについて説明してください。

A 課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。したがって、棚卸資産の購入だけでなく、事業用に供する建物、機械や消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の自動車の燃料代なども課税仕入れに含まれます。

なお、免税事業者や消費者からの棚卸資産の購入等も課税仕入れに含まれます。

Q 控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 控除対象仕入税額の計算方法は、簡易課税制度を選択している事業者と、選択していない事業者とで異なります。

また、簡易課税制度を選択していない場合の控除対象仕入税額の計算方法は、その課税期間中の課税売上割合が95%以上か否かにより異なります。

95%以上の場合は、課税仕入れに係る消費税額と課税貨物の引取りに係る消費税額の全額を控除できますが、95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した金額となります。

なお、課税仕入れに係る消費税額は、原則として税込みの課税仕入高に4/105を掛けて計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{税込課税仕入高} \times 4/105$$

簡易課税制度を選択している場合の控除対象仕入税額の計算方法については、以下で説明します。

簡易課税制度

Q 簡易課税制度について説明してください。

A 簡易課税制度とは、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した後の金額に、第一種事業から第五種事業までの事業区分ごとのみなし仕入率(下記参照)を掛けて計算した金額を、控除する課税仕入れ等に係る消費税額とみなす制度で、基準期間(平成22年分)の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成23年12月末までに提出している方に限り適用できます。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業
第二種事業	80%	小売業(製造小売業を除く。)
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業(製造小売業を含む。)
第四種事業	60%	その他の事業(飲食サービス業、金融・保険業など)
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業(飲食サービス業を除く。)

Q 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算の概要是次のとおりです。

1 1種類の事業のみを行う専業者の場合

1種類の事業のみを行う専業者の場合には、次の算式によって控除対象仕入税額を求めます。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額}}{\text{対する消費税額}} - \frac{\text{売上対価の返還等}}{\text{に係る消費税額}} \right) \times \frac{1}{\text{仕入率}}$$

2 2種類以上の事業を兼業している事業者の場合

2種類以上の事業を兼業している場合のみなし仕入率は、原則として、兼業しているそれぞれの事業のみなし仕入率を加重平均して求めることになりますが、2種類以上の事業を兼業している場合であっても、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合又は2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、控除対象仕入税額の計算に当たっての特例制度（75%ルール）が設けられています。

2種類以上の事業を兼業している場合の控除対象仕入税額の計算方法は、具体的には次のようにになります。

ただし、売上対価の返還等に係る消費税額がそれぞれの事業に係る消費税額を超える場合や貸倒回収に係る消費税額がある場合には、次によることはできません。

(1) 原則的な計算方法

$$\begin{aligned}\text{控除対象仕入税額} &= \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ &\quad + \text{第二種事業の消費税額} \times 80\% \\ &\quad + \text{第三種事業の消費税額} \times 70\% \\ &\quad + \text{第四種事業の消費税額} \times 60\% \\ &\quad + \text{第五種事業の消費税額} \times 50\%\end{aligned}$$

(2) 1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上である場合の計算方法

2種類以上の事業を兼業している事業者で、その課税期間における特定の1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体に適用することができます。

なお、75%以上あるかどうかは売上対価の返還等の金額を控除した後の金額（税抜き）により判定します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額}}{\text{対する消費税額}} \right) \times \left(\frac{75\% \text{以上を占める事業}}{\text{のみなし仕入率}} \right)$$

(3) 2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上である場合の計算方法

3種類以上の事業を兼業している事業者でその課税期間における特定の2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、合計で75%以上を占める2事業種のみなし仕入率のうち低い方のみなし仕入率をこれらの2事業以外の事業にも適用できます。

（例）事業区分ごとの課税売上高の合計額に占める割合が、

$$\left. \begin{array}{l} \text{第一種事業} 35\% \\ \text{第二種事業} 45\% \\ \text{第三種事業} 20\% \end{array} \right\} \text{の場合}$$

$$\begin{aligned}\text{控除対象仕入税額} &= \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ &\quad + \left(\frac{\text{各事業の消費税額の合計}}{\text{第一種事業の消費税額}} - 1 \right) \times 80\%\end{aligned}$$

なお、簡易課税による控除対象仕入税額の計算については、事業区分が適切に行われていれば、確定申告書に添付する付表を利用して計算することができます。

Q 簡易課税制度の適用について注意すべき点を教えてください。

A 簡易課税制度を選択していても基準期間（平成22年分）の課税売上高が5,000万円を超える方は、簡易課税制度を適用することができませんので、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」で申告する必要があります。

この場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している方は、①基準期間の課税売上高が5,000万円を超え、簡易課税制度の適用ができなくなった場合、②基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、①再び基準期間の課税売上高が5,000万円以下となったとき、②再び課税事業者となったときには、簡易課税制度を適用して申告を行うことになりますので、注意してください。

地方消費税の税額の計算

Q 地方消費税の税額の計算はどのように行うのですか。

A 地方消費税の納付税額の計算は、消費税の納付税額に25%を掛けて計算します。

ただし、税率に関する経過措置により旧税率で消費税が課税される取引を除きます。

$$\text{地方消費税の納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\%$$

所得税と消費税及び地方消費税の申告・納付期限

平成24年分の所得税と消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告、納付の期限は次のとおりです。

所得税 平成25年3月15日（金）

消費税及び地方消費税 平成25年4月1日（月）

期限内に申告や納付をしなかった場合には、加算税や延滞税がかかることがありますのでご注意ください。

また、納税は振替納税が便利ですので、是非、ご利用されることをお勧めします。新たに振替納税をご利用になる場合は、申告期限までに所轄の税務署又は、ご利用先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

なお、平成24年分の所得税と消費税及び地方消費税の納付に振替納税をご利用された場合の振替日は、次のとおりです。

所得税 平成25年4月22日（月）

消費税及び地方消費税 平成25年4月24日（水）

（注）振替納税は、申告期限までに確定申告書及び預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を提出された場合に限り、ご利用いただけます。

また、転居等により申告書の提出先税務署が変更となつた方は、新たに振替納税の手続が必要となります。

税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、国民各層に、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様に税を知り、税について考えていただくためのいろいろの行事を各地で実施しました。

京橋間税会（東京）

—揃いのジャンパーで街頭広報—

11月12日 プランタン銀座前の街頭で、会長以下多数の役員及び国税局・税務署の幹部の方々の参加を得て、小雨にも関わらず、会名入りの揃いのジャンパーで「世界の消費税」クリアーファイル等を行き交う人々に配布しました。

また、築地共栄会2階ロビーにおいて、法人会主催の絵はがきとともに「税の標語」優秀作品の展示を行いました。



品川間税会（東京）

—くらしと税金展—

11月12・13日 JR大井町駅前広場において、税に関する各種の資料の展示と消費税に関するアンケート調査を中心とする街頭広報を実施しました。



アンケートの回答者には「世界の消費税」クリアーファイルを他の粗品とともに渡しました結果、多くのアンケートを集めることができました。

荒川間税会（東京）

—フリーマーケット会場で税金クイズ—

11月4日 荒川区役所前の公園内のフリーマーケット会場の一画にブースを設けて、税金クイズをメインにした税の広報活動を、税務署の幹部の方々の応援を得て行いました。

税金クイズの参加者は、「世界の消費税」クリアーファイルや景品（緊急用呼笛・カラビナ付ホイップル）がもらえるとあって、満員盛況で真剣に取組む姿が印象的でした。



葛飾間税会（東京）

—イータ君の応援を受けて—

10月19日～21日の間、葛飾産業フェアにおいて、税務署コーナーで税金クイズを実施しました。

「世界の消費税」クリアーファイルに税金クイズの解答と税情報のパンフレットを挿入し、記念品とともに配布しました。なお、本年は、武藏野間税会のイータ君も参加し、葛飾間税会の櫻をかけ、PRをしてされました。



当ブースへの来場者は、3日間で5,300名超えました。

館山間税会（東京）

—房日新聞にも掲載—

「税を考える週間」に合わせて管内4中学校（館山市立第二、鴨川市立鴨川、南房総市立白浜、同三芳）から募集した「税の標語」の入賞作品を決めました。

第一席には「税金は 笑顔をふやす エネルギー」館山市立第二中学校の白井早弥香さんの作品が選ばれ、この作品は、JR館山駅前の房州ビルの壁面に懸垂幕として掲げましたが、地元の房日新聞にも大きく掲載されました。



11月19日には、税務署の幹部の方々を来賓として迎え、「税の標語」表彰式を実施しました。

高田間税会（関東信越）

—「税の標語」に税務署長賞が設けられた—

当間税会では、管内の中学校から、毎年5,000点前後の「税の標語」の応募があり、この募集活動が税務署に高く評価されて、本年度から税務署長賞が設



けられました。

11月15日の納税表彰式の席上、「税の標語」の入選者に、税務署長より賞状が授与されました。

旭川中・東間税会（北海道）

—おもしろ税ミナー—

11月11日 ロワジールホテル旭川において、「税を考える週間」に合わせて毎年、法人会が開催している行事に旭川中間税会、旭川東間税会が共催として参加し、間税会では、「税の標語」の優秀作品の展示及び「世界の消費税」クリアーファイルの配付やポスターの掲示なども合わせて行い、税の啓発及び間税会のPR活動を行いました。



広島西間税会（広島）

—紙芝居で税のPR—

11月17日 広島西間税会女性部は、アルパーク天満屋店において、「税の役割と税務署の仕事」というテーマで、紙芝居「あきくんともみじちゃんのくらしと税金」及び音楽舞台劇オペレッタ「ブレーメンの音楽隊」を、安田女子大学児童教育科の協力を得て実施しました。

会場では、女性部が地元の作詞作曲家に作ってもらった税の歌「手をつないで」が流れる中でスタートしました。保護者同伴の児童等で一杯になった会場は、紙芝居及び音楽舞台劇で大いに盛り上がり、盛会のうちに終了しました。



今治間税会（四国）

—バリィさんがe-TaxのPR—

11月13日 当間税会は、今治法人会と共に、今治市内で街頭キャペーンを行いました。

両会の女性部会員が中心になり、JA越智今治農産物直売所「さいさいきて屋」で、税の役割やe-Taxについてのチラシを買物客に配布しました。また、当日は、今治観光大使であるバリィさんが今治税務署の一日税務署長に就任し、メンバーとともに周知活動を行い、「税を考える週間」のPR効果も大きなものとなりました。



伊予西条間税会（四国）

—「税の標語」の表彰式—

本年の「税の標語」は2,097件と昨年の約2倍集まりました。

この「税の標語」の優秀作品の表彰式を、11月25日 西条市の石鎚神社会館において、西条管内小・中学校長代表及び受賞者等が参加して行われました。



また、表彰式に併せて、伊予西条税務署長を講師として、「贈与税、相続税及びe-Tax」についての研修会も行いました。

式後は、東温市の無形文化財「浮穴郡里神樂」が浮島神社 昭和娛樂部のみなさんにより奉納され、式は盛況のうちに終了しました。

阿波麻植間税会（四国）

—人生下り坂～最高～—

11月26日 当間税会は、阿波麻植法人会との共催でセントラルホテルにおいて、「税を考える週間」の記念講演として、ピアノ教師の甲斐 尚美様を講師として「人生下り坂～最高～」という演題で人生観について講話ををしていただき、100名を超える出席者は熱心に耳を傾けていました。



鳴門間税会（四国）

—鳴門間税会文化イベント—

10月27日 当間税会は、鳴門市と鳴門税務署の後援を得て、文化イベント「秋の夜長の音楽と税のおはなし」を鳴門市老人福祉センターにおいて開催しました。



第1部 サックスとギターによるクラシックコンサート、第2部 EUの消費税についてのお話、第3部 ドイツ創作ピアノジャズコンサートという内容で、鳴門市長及び海外からの留学生を含む約150名の参加者を迎え、2時間が非常に短く感じるほど楽しく又大変盛り上がったイベントとなりました。

e-Tax

でデータ送信！

申告書の作成は

又は

書面で提出！

便利な

「確定申告書等作成コーナー」で!!

国税庁ホームページの



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax（電子申告）」を利用して申告すると・・・

1 平成24年分の申告で 最高3,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、平成25年3月15日（金）までにe-Taxで申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。）。

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は3年間です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



国税庁ホームページ 確定申告

検索

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

申告所得税・消費税及び地方消費税の納付には「振替納税」が便利です！

申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税は、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になります。振替納税は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。便利で安全な納付方法ですので、是非ご利用ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方で、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

※ 平成24年分の申告所得税と消費税及び地方消費税の振替日については、P13をご覧ください。

「電子納税」もご利用いただけます！

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができます。なお、ご利用に当たっては、事前にe-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得する必要があります。

【インターネットバンキング等を利用した電子納税】

インターネットバンキングやATM（利用可能なものにはペイジー（税金・各種料金込み）マーク を表示）等を利用して国税を納付することができます（インターネットバンキングの利用には金融機関との契約が必要です。）。

【ダイレクト納付】

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税を納付することができます。



※ダイレクト納付ご利用の際の注意事項

ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。このため、確定申告期間中（2月16日～3月15日）に利用届出書を提出いただいた場合、原則として、本年の確定申告に基づく申告所得税の納付にはご利用いただけませんのでご注意ください。

本年の確定申告でダイレクト納付の利用を希望される方は、できるだけお早めにダイレクト納付利用届出書をご提出ください。